

令和 7 年 11 月 20 日

門真市職員労働組合

執行委員長 岩下 みゆき 様

門真市長 宮本 一孝



年末一時金等について（回答）

1 基本賃金等について

本年の給料改定について、一般職の職員、再任用職員及び会計年度任用職員については、人事院勧告に準じて、令和 7 年 4 月 1 日に遡り実施する。

通勤手当についても、人事院勧告に準じた取り扱いを実施する。

2 年末一時金要求について

年末一時金については、一般職の職員及び支給要件を満たす会計年度任用職員については、人事院勧告に準じて、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ 0.025 か月分、合計 0.05 か月分を引き上げ、年 4.6 か月から年 4.65 か月とする。

12 月期の期末手当として 1.25 か月、勤勉手当は 1.05 か月、合計 2.3 か月分を 12 月 10 日に支給し、期末勤勉手当合計 0.05 か月の引き上げ分については、議会可決後に支給する。

なお、8 年度以降は、期末勤勉手当の合計が 6 月期及び 12 月期にそれぞれ 2.325 か月分とする。

また、再任用職員については、人事院勧告に準じて、期末手当及び勤勉手当をそれぞれ 0.025 か月分、合計 0.05 か月分を引き上げ、年 2.4 か月から年 2.45 か月とする。

12 月期の期末手当として 0.7 か月、勤勉手当は 0.5 か月とし、合計 1.2 か月分を 12 月 10 日に支給し、期末勤勉手当合計 0.05 か月の引き上げ分については、議会可決後に支給する。

なお、8 年度以降は、期末勤勉手当の合計が 6 月期及び 12 月期にそれぞれ 1.225 か月分とする。

次に、役職段階別加算制度については、職員給与に係る制度の問題であり、廃止することは困難である。

3 人事評価制度について

地方公務員法に基づき、勤勉手当・昇給への反映を含む制度を導入しており、引き続き、同法の趣旨に適う制度として運用してまいりたい。これまでの交渉における要求も含め、より良い制度となるよう対処してまいりたい。

4 中途採用者の前歴換算の見直しについて

中途採用者の前歴換算の見直しについては、これまでの交渉における残課題であることは認識している。現在、幅広い年齢を対象に採用試験を行っていることもあり、職員の前歴換算のあり方について引き続き検討を行ってまいりたい。

5 職員採用について

職員採用については、今後についても、定年引上げの状況、職場状況や普通退職者数、業務量の状況も加味しつつ、採用人数を検討してまいりたい。

6 定年引上げに係るリフレッシュ休暇の拡充について

リフレッシュ休暇については、6年度より再任用として勤務した期間を在職期間に通算し、再任用職員にも付与するなど一定改善を図っているところであり、更なる拡充については、引き続き他の市町村の動向を注視しながら検討してまいりたい。

7 再任用職員について

再任用の給料表4級への任用、一時金の支給月数を正規職員と同様とすることについては、国や他の市町村の状況を踏まえると実施は困難である。

一時金については、これまでから府からの人事・給与に係るヒアリングなどにおいて、職員団体の要望等を伝えているが、今後も機会を捉えて国・府に要望してまいりたい。

8 長時間労働対策について

長時間労働対策については、効率的な業務運営の推奨、ノー残業デー及びノー残業デー推進月間の実施など、長時間労働の縮減に向け、全庁を上げ取り組んできたところである。

また、今年度からは安全衛生委員会での議論を踏まえ、時間外勤務の上限規制に係る新たな取り組みとして、上限規制の超過が見込まれる職員が所属する所属長への年度途中における注意喚起を実施しているところである。

今後とも、引き続き長時間労働対策を積極的に進め、職員の健康を守る立場から、職場実態の把握に努めるとともに、安全衛生委員会からの啓発等、職場環境の改善等の取組を進めてまいりたい。

9 ハラスメント対策等について

ハラスメント対策については、ハラスメントはあってはならないものであり、引き続き防止に努めてまいりたい。この考えのもと、職員報を通じた啓発記事の掲載や各種研修会においてハラスメントに関する啓発を行うなど、さまざまな機会をとらえて意識啓発を進めるとともに、職員アンケートも年内を目途に実施してまいりたい。

また、カスタマーハラスメント対策として、カスタマーハラスメントに該当する行為が見受けられた場合の組織としての対応方針の策定を現在検討中であることから、今後職員団体の意見も伺いながら、年度内を目途に策定してまいりたいと考えている。

10 会計年度任用職員の勤務条件について

子の看護等休暇の有給化については、府内において実施している市町村が多くある状況を伺ったところであり、今後それらの状況を踏まえて、更なる検討を進めてまいりたい。

有給の病気休暇の取得可能日数を正規職員と同様にすることについては、今年度より国に準じて通常疾病に係る病気休暇を有給化したところであり、引き続き国や他の市町村の動向を注視してまいりたい。